4月8日(日)は 滋賀県議会議員一般選挙の投票日

まちがすき
願いよとどけ
投票日

投票時間 午前７時～午後８時

【投票できる人】

次の要件に該当し、選挙人名簿に登録されている人

●住所要件

平成18年12月29日以前に転入届がなされ、引き続き３か月以上長浜市に住んでいる人

●年齢要件

昭和62年４月９日以前に生まれた人

【期日前投票】

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの理由で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

●期　　間　３月31日(土)～４月７日(土)
●投票時間　午前８時30分～午後８時
●場　　所　長浜市役所本庁・浅井支所・びわ支所

※お越しの際は、３月末に郵送する投票所入場整理券をお持ちください。

【郵便等による不在者投票】

身体に一定の重度のしょうがいのある人や、介護認定で「要介護５」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票をするには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けてから、市選挙管理委員会へ投票用紙を請求していただく必要があります。

投票用紙の請求には、期限(４月４日)がありますので、対象となるしょうがいの程度や手続きなどお早めにお問い合わせください。

※代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人のうち、自身で投票用紙に記載できない人は、事前に市選挙管理委員会へ届け出た人に投票に関する記載をさせることができます。代理記載ができる本人の状態や手続きなどについて、くわしくは市選挙管理委員会までお問い合わせください。

【病院等における不在者投票】

県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている人は、その施設で不在者投票ができます。希望される人は、施設職員にお申し出ください。

お問い合わせ　市選挙管理委員会(６５－６５０３)